

県南広域振興局長告示第13号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成22年1月22日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
0370501017	恵ライフクリニック	花巻市大田第51地割221番地	医療法人ありむ会	平成21年12月18日